

## 令和8年度トークン×文化資源による地域の好循環創出事業 提案募集要領

この要領は、令和8年度に実施する、コミュニティトークン（以下トークン）とユニークな文化資源の掛け算による地域の好循環創出事業において、静岡県と事業の目的を共有し、事業を運営する企業・団体（以下「事業運営者」という。）を選定し、協定を締結するために実施する提案募集について、必要な事項を定めるものである。

### 1 事業目的

静岡県東部・伊豆地域の文化資源に、トークンという手段を掛け合わせ、ファン（関係人口）の獲得及び持続的な互惠関係の構築を行うことにより、文化資源及びその周辺地域における誘客や消費の拡大及び再投資の活発化を図り、地域の好循環を創出することを目的とする。

### 2 事業実施方法

静岡県と事業運営者は、事業に関する協定を締結し、静岡県は事業運営者に負担金を支払い、事業運営者は事業に関する業務を行う。なお、協定締結は令和8年7月上旬を予定している。

### 3 事業期間

協定締結日から令和9年3月31日（水）

### 4 事業運営者が行う業務の内容

別添「令和8年度トークン×文化資源による地域の好循環創出事業 事業説明書」のとおり。

### 5 事業経費の負担

前項の業務に要する費用は、静岡県の負担金及びトークン販売及びファンディングにより得た資金をもって充てる。

ただし、これを超えた場合の不足分については、事業運営者が負担するものとする。

### 6 事業運営者に支払う静岡県の負担金限度額

14,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 7 事業運営者の選定方法

提案方式により、内容等の最も優れた企業・団体に決定。

### 8 提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本国内に本社を有していること。
- (3) 直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 9 実施スケジュール

ホームページによる募集開始	令和8年6月5日（金）
質問票の提出期限	令和8年6月11日（木）午後5時まで
質問票への回答	令和8年6月15日（月）
提案書の提出期限	令和8年6月19日（金）午後5時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和8年6月23日（火）
審査結果の通知	令和8年6月25日（木）

※応募者の状況により変更する場合があります。

## 10 提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式（様式1）により提出すること。なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

### (1) 提出期限

令和8年6月11日（木）午後5時まで

### (2) 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課

Mail : arts@pref.shizuoka.lg.jp

### (3) 提出方法

電子メール

### (4) 回答

質問提出期限終了後に一括して、静岡県の入札・業務委託・プロポーザル等（スポーツ・文化観光部）ホームページ「令和8年度トークン×文化資源による地域の好循環創出事業提案募集について」内に公開する。

【掲載ページ】

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/index.html>

## 11 提案書の提出

参加する者は、以下の書類を提出すること

	提出物	内 容	様式	部数 (データ)
①	提案書かがみ	・社印等の押印は不要	様式 2	1 (PDF)
②	提案書	・ 様式 3 を、12 (2) エに示す評価項目及び評価内容を基に記載すること。 ・ 提案書は日本産業規格 A4 用紙 20 ページ以内、カラーとする。	様式 3 (任意)	1 (PDF)
		・ 審査会プレゼンテーション補足資料 (任意)	任意	1 (PDF)
③	参加資格等 確認書類	・ 法人の登記簿謄本 ・ 直近 1 年間の納税証明書 (本社所在地の法人都道府県税) ・ 会社の概要 (組織、沿革、事業) が分かる資料 (パンフレット等)	任意	1 (PDF)
④	見積書	・ 事業説明書第 4 項 業務内容に基づいた内訳を記載	任意	1 (PDF)

※ 上記「提案書」の内容については、事業運営者を選定するためのものであり、選定された提案の内容は、負担金限度額の範囲内で協議の上、修正する場合がある。

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 19 日 (金) 午後 5 時まで (必着)

(2) 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課

Mail : arts@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出物が提出された場合
- ・ 提出物に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 本要領に違反すると認められる場合
- ・ その他静岡県があらかじめ指示した事項に違反した場合

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出物の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 複数提案の禁止

提案者は、複数案の提案書の提出はできない。

エ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

## オ 費用負担

提案書の作成、提出、審査会への出席など提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

## カ その他

提案者は提案書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとする。提出された提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

## 12 審査に係る事項

### (1) 審査会での審査方法

審査は、静岡県が別に定める委員により組織された選定委員会が行う。

なお、事業運営者の候補者選定にあたっては、評価項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定する。

### (2) 審査会（プレゼンテーション）

#### ア 日にち、場所

日にち：令和8年6月23日（火）

場所：Zoom等を活用したオンライン審査会を予定

※詳細については、提案書の提出期限後、別途通知する。

#### イ 提案の所要時間

各提案者 30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とする。

#### ウ 注意事項

- ・ 審査会（プレゼンテーション）では様式3を用い、必要に応じて審査会プレゼンテーション補足資料として静岡県へ提出した資料を用いることができる
- ・ 提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない
- ・ 指定の時間に遅れた場合には審査対象とはしない

#### エ 評価項目及び評価内容

提案された事業内容について、次表の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において、最も得点の高い者を事業運営者の候補者として選定する。ただし、一つの評価項目に対して、著しく劣る評価を過半数以上の委員がした場合、その提案者は事業運営者の候補者に選定しないことを基本とする。

なお、審査会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

評価項目		評価内容	配点
事業理解度		・ 事業目的に則した提案内容となっているか ・ 文化資源の魅力、状況、課題を熟知しているか 等	10
実施体制・実行力		・ コミュニティ構築及び運営など、今回の事業を遂行できる実施体制があるか 等 ・ 類似事業（官民連携）の実績はあるか 等	15
企画力	コミュニティ構築	・ 適切なプラットフォームを選定しているか ・ セキュリティ対策はされているか 等	5
	コミュニティ運営	・ 支援者（ファン）に理解しやすいサービスとなっているか ・ トークン販売及びファンディングなどに工夫はあるか ・ 支援者（ファン）からの問合せ体制は整っているか	15

		・文化資源の所有者等からの問合せ体制及びフォロー体制は整っているか 等	
	テーマ設定	・トークンの核となるテーマ内容が、ファンを獲得できる魅力的なものを企画しているか ・一過性のイベント等で終わらず、中長期的にコミュニティが回り続けることが期待出来るテーマであるか	20
	支援者(ファン)募集	・支援者(ファン)の募集の工夫はされているか 等	10
	文化資源の所有者等との連携	・文化資源の所有者等のニーズが把握できているか ・県内の魅力的な文化資源を幅広く対象とすることができるか 等	10
	事業の検証・改善	・事業の効果を把握でき、今後の改善に繋がる内容となっているか 等	10
	見積りの妥当性	・事業費の積算は適切か ・経費削減の工夫はされているか 等	5
合 計			100

### 13 審査結果の通知

選定結果は、選定通知書（様式4）又は非選定通知書（様式5）にて、全ての提案者に令和8年6月25日（木）までに通知する。

### 14 非選定結果に対する説明

非選定通知書を受け取った者は、通知の翌日から5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に書面（自由様式）により、非選定理由（審査結果に係る自社の評価）について説明を求めることができる。

### 15 留意事項

- ・協定を締結した事業運営者を公表する。
- ・社会情勢の変動により、協定締結後に内容変更する場合がある。

### 16 問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階  
電話 054-221-3340 FAX 054-221-2827  
Mail : arts@pref.shizuoka.lg.jp